（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）

第六条　改正後地共済法の公務障害年金に関する規定は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

2　改正後地共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後地共済法第百三条第一項各号における死亡の原因となった改正後地共済法第九十七条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあっては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が施行日以後にある場合について適用し、初診日が施行日前にある場合については、適用しない。

3　旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が施行日以後にある者に支給する改正後地共済法第九十八条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前地共済法第八十七条第二項第二号の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が施行日以後にある者に支給する改正後地共済法第百四条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ⑵若しくはロ⑵又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号」を「地方公務員等共済組合法第七十五条第一項各号」に改め、同項第一号中「平成二十四年一元化法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項」に改め、「又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十三条第一項の短期給付」を削る。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
財務大臣　城島　正光
文部科学大臣　田中眞紀子
厚生労働大臣　三井　辨雄

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十八号

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条・第四十条」を「第三十九条―第四十五条」に、「第九章　削除　第十章　雑則（第四十六条―第四十九条）　第十一章　罰則（第五十条―第五十二条）」を「第九章　雑則（第四十六条―第四十九条）　第十章　罰則（第五十条―第五十二条）」に改める。

第五条中「のうち、」の下に「退職年金及び職務遺族年金並びに」を加える。

第二十条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。

一　退職年金
二　職務障害年金
三　職務遺族年金

第二十二条第一項の表以外の部分中「次項」を「第三項又は第四項」に改め、同項の表第三十級の項を次のように改める。

第三十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

第二十二条第一項の表第三十一級の項から第四十三級の項までを削る。

第二十二条第十四項中「第三項、第六項」を「第五項、第八項」に、「第十項若しくは第十二項」を「第十二項若しくは第十四項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、同条第十項ただし書中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項」を「第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の規定による標準報酬月額の等級区分」を「短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級区分」に、「第五十二条の二第二項」を「第四十条第三項」に、「前項の規定による標準報酬月額の等級の」を「前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級の」に改め、同項ただし書中「同条第一項及び第二項」を「同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。